

規程制定の概要

<p>件名</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構リスク管理規程</p>
<p>内 要</p>	<p>1. 規程制定の必要性 地方独立行政法人法が平成29年6月9日に改正され、平成30年4月1日（一部は平成32年4月1日）から施行された。 今回の法改正では、業務方法書※においても業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項が追加され、法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を図ることとした。 このため、リスク管理に関する規程を制定する。</p> <p>※業務方法書 地方独立行政法人が業務開始の際に、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。変更にあたっては知事の認可が必要となる。</p> <p>2. 業務方法書に規定したリスク管理に関する事項 （リスク管理） 第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等の整備に努めるとともに、以下の取組を行うものとする。 (1) リスク管理に係る事務を統括する部署の設置 (2) 把握したリスクを低減するための検討 (3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し (4) 把握したリスクに関する周知の体制及び周知における留意事項の整理</p> <p>3. リスクの定義と規程の考え方 リスクとは、定款第1条の目的の達成を阻害する以下の要因をいう。 ①業務の有効性及び効率性に関するもの ②事業活動に関わる法令等の遵守に関するもの ③資産の保全に関するもの ④財務報告等の信頼性に関するもの 本規程では、リスク管理の目的・定義を定めるとともに、役職員等の責務やリスク管理体制等について規定する。 第1・2条：目的、定義 第3～7条：役職員等の責務、リスク管理体制、重大な危機への対応、秘密保持義務、雑則</p>
<p>特記事項</p>	<p>平成31年4月1日から施行する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構リスク管理規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）のリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの顕在化の防止又はリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「リスク」とは、地方独立行政法人山梨県立病院機構定款（以下「定款」という。）第1条の目的の達成を阻害する次の各号に掲げる要因をいう。

- 一 業務の有効性及び効率性に関するもの
- 二 事業活動に関わる法令等の遵守に関するもの
- 三 資産の保全に関するもの
- 四 財務報告等の信頼性に関するもの

2 この規程において「リスク管理」とは、リスクの顕在化の防止又はリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図ることをいう。

3 この規程において「危機」とは、リスクが顕在化し、又はまさに顕在化しようとしている状態をいう。

4 この規程において「役職員等」とは、役員及び職員並びに契約先の労働者をいう。

5 この規程において「職員等」とは、職員及び契約先の労働者をいう。

6 この規程において「内部統制推進責任者」とは、「地方独立行政法人山梨県立病院機構における内部統制に関する規程」（平成31年規程第〇〇号）により、法人本部、山梨県立中央病院、山梨県立北病院に配置する内部統制推進責任者をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、その職務の遂行に当たり、リスク管理に努めなければならない。

2 職員等は、危機に際し、内部統制推進責任者に速やかに報告しなければならない。

3 内部統制推進責任者は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに係る危機（以下「重大な危機」という。）に際しては、理事長に速やかに報告しなければならない。

4 他の規程等に基づき同様の報告がなされた場合には、当該報告をもって前2項の報告がなされたものとみなす。

(リスク管理体制)

第4条 法人におけるリスク管理については、理事長がこれを指揮し、かつ、最終的な責

任を有する。

- 2 内部統制担当役員は、理事長を補佐し、リスク管理を総括する。
- 3 各内部統制推進責任者は、それぞれの組織におけるリスク管理を総括する。
- 4 リスク管理に関する事務は法人本部事務局総務課が行う。
- 5 法人におけるリスク管理の検討、審議等を行うため、法人本部に内部統制・リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（重大な危機への対応）

第5条 理事長は、重大な危機が認められる場合には、これを解決するために必要な措置を迅速かつ的確に講じる。

- 2 理事長に事故があるときは、内部統制担当役員又は理事がその職務を代理する。
- 3 理事長が、解決策を講じたときは、その内容、経過及び結果について、速やかに内部統制・リスク管理委員会に報告する。

（秘密保持義務）

第6条 役職員等は、この規程に基づく法人のリスク管理に関する措置などを立案・実施する過程において知り得た秘密を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、リスク管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年規程第 号）

この規程は、平成31年 月 日から施行する。